

平成19年 1月 吉日
東京都中央区湊 1-7-4 MJビル5F
常世田(とこよだ)税理士事務所
Tel 03-5542-5161 Fax 03-5542-5162

新事業活動促進法承認申請の件

いつもお世話になっております。本日は、社長様に大切なお知らせがあります。

それは『上手な公的支援の活用』についてです。もし社長様が、うまく公的支援を活用しようとするなら、新事業活動促進法の承認を受けるほかありません。なぜなら、中小零細企業は全て保護すべきとするバラマキ型の支援はもはや昔の話で、今では促進法の承認を受けたやる気のある中小企業に限り支援する、要するに選抜型中小企業支援が国策だからです。これは勝ち組企業では常識です。ひょっとしたら、隣の儲かっている社長はこっそり承認を受けているかもしれません。低金利の融資で最新設備を購入して生産性を向上させ、補助金を利用して一步先いく研究開発を行っていることでしょう。

申し遅れました。私は税理士の常世田(とこよだ)と申します。中小企業の促進法の承認申請をお手伝しています。「なかなか業績が上がらない！」 「潤沢に資金があれば！」このようなお悩みを持っている社長様は多いのではないのでしょうか？まさにその鍵は中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画なのです。今回はこれまでご支援したノウハウを公開し、促進法の承認に焦点を当ててセミナーを開催します。このセミナーに先着30社限定で特別に無料ご招待いたします。このセミナーにご参加いただければきっと活路が見出せます。もうこれ以上、時間とコストを無駄にしないで下さい。

なお無料セミナーで社長様が得られるメリットは次の通りです。

- ①承認を受けるための経営革新計画の具体的作成ノウハウ
- ②促進法の対象となる「新たな取組み」の見つけ方
- ③承認を受けることにより得られる「支援策」の使い勝手
- ④都庁との承認申請手続きの実際
- ⑤あなたの会社が承認を受けるための申請書の書き方

新事業活動促進法とは「新たな取組み」により「経営の相当程度の向上」をする経営革新計画を立案し、都の承認を受けると以下の様々な優遇支援措置が受けられるというものです。

- ①金利1%台からの低利融資
- ②担保がなくとも信用保証の別枠8000万円
- ③経営革新補助金など様々な補助金・助成金
- ④留保金課税の停止など節税・税務上の支援

日 程： 平成19年2月23日(金) 18:30~20:00

場 所： 東京国際フォーラム 5階G504会議室

千代田区丸の内3-5-1 Tel:

<追伸>

今までの企業経営に様々な悩みを抱えつつ、問題を先送りにしているケースは少なくないのではないのでしょうか？今回のご提案は先着30社限定です。先延ばしにご注意下さい。お申込は簡単です。下記にご記入の上、FAX するだけです。3分で済みます。忘れる前に、今すぐFAXして下さい。なお、こちらからは一切営業のお電話をいたしません。

□無料セミナー参加希望(先着30社限定)

FAX:03-5542-5162

貴社名		電話番号	
部署名		FAX 番号	
ご担当者		Eメール	
ご住所	〒		

【お問合せ先】常世田税理士事務所 Tel:03-5542-5161 Fax:03-5542-5162 担当:若山 昌美・鈴木 潤

※この様なFAXが不要な方は上記にFAX番号のみ記入して返信してください。リストから削除します。申し訳ありません。